

01047

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百七十三號

廣島縣では八月二十四日から縣令第五十七號をもつて「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條第二項により當分の間左の區域内における

- 一、汽車電車によつて通過する場合
- 二、警察官吏豫防係員が職務を行ふ場合
- 三、食糧を搬入する場合
- 四、公務その他止むを得ない要務のため所轄警察署長の承認を得た場合

を除く交通を遮断し違反した者は拘留又は科料に處することとした旨通報があつたから此の方面に關係のある者は違反しないやうせらるべし。

昭和二十一年九月六日

昭和二十一年九月六日 外 金曜日

鳥取縣知事 林 敬 三
一、佐伯郡高田村

◇鳥取縣告示第三百七十四號

廣島縣においては昭和二十一年八月二十四日から縣令第五十八號をもつて「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條第八號により當分の間左の區域内に於ける魚撈游泳海水の使用及び鮮魚介類の陸揚を停止し違反した者は拘留又は科料に處することとした旨通報があつたから此の方面の關係者は違反しないやうせらるべし。

昭和二十一年九月六日

鳥取縣知事 林 敬 三
一、佐伯郡三高村字美能西端から同郡最島町包那浦突端廣島市似島町の北端を経て安藝郡江田島村屋形岩突端を結んだ線内

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日=當ル 火金 曜日發行) (時=翌日)

昭和二十一年九月六日 外

昭和四年四月十五日 (第三種郵便物認可)